

# 金融サービスの提供に関する法律政府令案の動向

執筆者： 弁護士 神鳥 智宏  
弁護士 日比 慎  
弁護士 望月 賢

May 28, 2021

## In brief

2020年6月5日に成立した「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」により「金融商品の販売等に関する法律」が「金融サービスの提供に関する法律」(以下、「金融サービス提供法」といいます。)に改称され、本年12月までに施行される予定となっています。

金融サービス提供法は、従前、銀行・証券・保険の各分野の規制法(銀行法・金融商品取引法・保険業法等)がそれぞれ規律していた多種多様な金融サービスの仲介業について、1つの登録を受けることによりすべての分野に係るサービスの仲介を行うことができる「金融サービス仲介業」を新たに創設するものです。既存の仲介業者や新規参入をしようとする仲介業者のみならず、銀行、証券会社、保険会社等にも影響を及ぼすことが見込まれます。本年2月22日に金融サービス提供法の政令・内閣府令・監督指針案が公表され、パブリックコメントを経て公布・施行されることとなります。

今回のニュースレターでは、金融サービス提供法の政令・内閣府令案のうち、従前から関心が強かった点について概観します。

## In detail

### 1. 金融サービス仲介業の業務範囲について

#### (1) 「金融サービス仲介業」

「金融サービス仲介業」とは、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことをいいます(金融サービス提供法 11条1項)。預金等媒介業務とは、預金等・資金の貸付け・為替取引に関する仲介(法 11条2項・5項)をいい、保険媒介業務とは、生命保険・損害保険等に関する仲介(同条3項)をいいます。また、有価証券等仲介業務とは、有価証券の売買等に関する仲介(同条4項)を指し、貸金業貸付媒介業務とは、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の媒介(同条5項)をいいます。従来の各業法においても、銀行代理業、金融商品仲介業をはじめ、各業法の範囲の限りでこれらの業務の代理業務、媒介業務が認められていましたが、「金融サービス仲介業」では一つの登録手続によって、銀行・証券・保険の複数の分野に係るサービスの媒介業務を行うことが可能となります。

## (2) 複雑でない商品への限定

前記(1)のように「金融サービス仲介業」では複数分野のサービスの媒介を行うことができる一方、いずれの分野についても「高度に専門的な説明を必要とする」商品・サービスを扱うことはできないこととされています(金融サービス提供法 11条 2項ないし 5項)。顧客の資産状況やライフプランに応じて顧客に適した金融商品・サービスの比較・推奨等を行うビジネスを念頭におけば、商品設計が複雑な金融商品・サービスを仲介するニーズは大きくないと考えられることなどが背景とされます。

具体的に除外される商品・サービスは政令指定とされていましたが、政府令案にて次の各商品・サービスが取り扱えないものとされました(金融サービスの提供に関する法律施行令案 17条、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令案 4条ないし 7条)。

### ・銀行分野

銀行分野の商品・サービスでは、特定預金等契約(外貨預金、仕組預金等)、譲渡性預金、個人顧客に対する極度方式の貸付け等が金融サービス仲介業により取扱うことができないものとされています。

### ・保険分野

保険分野の商品・サービスでは、特定保険契約(変額保険、外貨建保険等)、火災保険(専ら動産を保険の目的とするものを除く)、再保険、団体保険、転換契約、基礎率変更権に関する条項を普通保険約款に記載する第三分野保険(医療保険)、保険金額 1000 万円超の生命保険、保険金額 600 万円超の医療保険、損害填補額 2000 万円超の損害保険、終身保険等が金融サービス仲介業により取扱うことができないものとされています。

### ・証券分野

証券分野の商品・サービスでは、まず、一定の有価証券を除く有価証券の売買の媒介の取扱いが認められることとされています。取扱いを認められる有価証券は、以下とされています。

- ① 公募の国債・地方債・特別法人債・社債・投資法人債で償還期限・償還金額の定めがあり、償還時に額面金額の全部又は一部の償還がされない条件が付されていないことなど内閣府令の要件を満たすもの
- ② 上場されている特別法人出資証券・優先出資証券・株式
- ③ 公募投資信託・公募投資証券・上場受益証券発行信託で、それらの投資対象となる有価証券が金融サービス仲介業で取扱いが認められるもの
- ④ 外国・外国の者が発行する証券等で公募の国債・地方債・特別法人債・社債、上場されている特別法人出資証券・優先出資証券・株式または上場受益証券発行信託の性質を有するもの
- ⑤ これらの有価証券の上場預託証券等

なお、これらの有価証券の売買のうち、信用取引、デリバティブ取引、空売り等の取扱いを行うことはできないものとされます。

また、有価証券の売買等の委託の媒介、有価証券の募集・売出しの取扱い、投資顧問契約の締結の媒介に関しても上記で取扱いが認められる有価証券に限定され、有価証券の私募、特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いは認められないといった制約が課されています。

## 2. 参入規制について

### (1) 財産的基礎

金融サービス仲介業においては、所属制が採用されず、金融サービス仲介業者自らがサービスの提供に関連して顧客に対する賠償責任を負うことが想定されます。そのため、顧客保護の観点から、金融サービス仲介業者の賠償資力の確保に資するよう、保証金の供託が求められます(法 22 条 1 項)。

具体的な保証金の金額は、政令案で定められ、下記とされています。

- ① 金融サービス仲介業の事業開始の日から最初の事業年度の終了の日後 3か月を経過するまでの間は 1000 万円
- ② その後は、1000 万円に前事業年度に金融サービス仲介業に関して受領した手数料等の 5%相当額を加えた額(金融サービスの提供に関する法律施行令案 26 条)。

なお、政府令の定める要件に適合した金融サービス仲介業者賠償責任保険契約を締結し、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該契約の有効期間中は、当該契約の保険金の額に応じて保証金の供託の免除が認められます(法 23 条 1 項、金融サービスの提供に関する法律施行令案 27 条、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令案 29 条)。

### 3. 仲介業者としての中立性の確保のための情報開示

金融サービス仲介業者の仲介手数料等の報酬・利益の受領については、金融サービス提供法において制限は課されていません。もっとも、顧客が金融サービス仲介業者の中立性を評価することを可能とするために、金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、顧客に対し、金融サービス仲介業務について受ける手数料、報酬等の額を明らかにしなければなりません(法 25 条 2 項)。具体的には金融サービス仲介業務について取引関係にある主な相手方金融機関の商号、相手方金融機関から受領した手数料等の合計金額に占める顧客が締結しようとする金融サービス契約に係る相手方金融機関から受領した手数料等を合計した金額の割合を明らかにする必要があります(金融サービス仲介業者等に関する内閣府令案 34 条 1 号)。また、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業者が供託している保証金の額、締結している保証委託契約において供託されることとなっている金額または金融サービス仲介業者賠償責任保険契約の保険金の額も開示する必要があります(金融サービス仲介業者等に関する内閣府令案 34 条 2 号)。

### The takeaway

今回のニュースレターでは、金融サービス提供法の政府令案のうち、法案段階から特に关心の強かった、金融サービス仲介業者が取り扱うことのできない「高度に専門的な説明を必要とする」商品・サービスの範囲、保証金の額、顧客から求められた際に情報開示を義務付けられる事項を中心に解説しました。このほかにも金融サービス仲介業の内部管理態勢等については「金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針」案にて規定されており、実際に金融サービス仲介業を営むためには監督指針に沿った体制を整備することが求められます。あわせてパブリックコメントに対する回答にも引き続き留意が必要となります。

---

## Let's talk

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

**PwC 弁護士法人**

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話 : 03-6212-8001(代表)

[www.pwc.com/jp/legal](http://www.pwc.com/jp/legal)

- PwC 弁護士法人に属するタックス ローヤー(税法を専門とする弁護士)は、税務コンプライアンスを意識した経営を志向される企業の皆様のニーズに応えるため、付加価値の高い総合的なプロジェクトタックスサービス(税務アドバイス、事前紹介支援、税務調査対応、争訟に行くか否かの判断の支援、税務争訟代理等)を提供いたします。
- PwC ネットワークは、世界 100 カ国に約 3,600 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

弁護士

神鳥 智宏

弁護士

日比 慎

弁護士

望月 賢

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2021 PwC 弁護士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーフームである PwC 弁護士法人、または日本における PwC メンバーフームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーフームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) をご覧ください。